

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和2年1月20日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「(1) 市道境界協定伺（郡山町1209番9、1210番4、1208番5）、(2) 寄付申込書（郡山町郡山字鑑1208番7外2筆）、(3) 市道境界証明申請書（郡山町1208番6、1207番23）、(4) 登記済証」の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

- (1) 市道境界協定伺（郡山町1209番9、1210番4、1208番5）
- (2) 寄付申込書（郡山町郡山字鑑1208番7外2筆）
- (3) 市道境界証明申請書（郡山町1208番6、1207番23）
- (4) 登記済証

2 不開示とした部分

個人の住所、氏名、生年月日、電話番号、印影、土地家屋調査士の職印の印影、登記簿、地図及び地積測量図

第3 審査請求の趣旨及び理由

公文書一部開示決定通知書の取り消しを求める。

- 1 取り消しにかかる案件は、現在審査請求中である。
- 2 鹿児島市情報公開条例（以下「条例」という。）第12条第1項に記載がある期日を大幅に過ぎている。
- 3 行政不服審査法に職権で取り消しできる条文が見当たらない。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査請求人が主張する「取り消しにかかる案件」とは、令和2年1月20日付けで「鹿児島市郡山町1208番6に隣接する鹿児島市所有の公有地に関する行政文書すべて」との公文書開示請求があり、同年2月3日付けで公文書一部開示決定（道建第320-2号）を行った後、他に開示対象となる公文書の存在が判明したため、同月12日付けで公文書一部開示決定通知の取消通知（道建第320-4号）と改めて同日付けで公文書一部開示決定（道建第320-5号）（以下「先行処分」という。）を行ったところ、同月15日付けで提起された「ほかに行政文書があるはず。」との審査請求のことを指している。これを受けて再度文書を確認したところ、他に開示対象となる公文書の存在が判明し、この公文書を新たに開示するため、同年9月1日付けで先行処分の取消通知（道建第159号）と同日で公文書開示決定（道建第159-2号）及び本件公文書一部開示決定（道建第159-3号）（以下「本件処分」という。）を行ったものである。

令和2年1月20日付けの開示請求に対しては、開示請求があった日から起算して15日以内である同年2月3日付けで開示決定を行っている。

公文書開示決定は、行政不服審査法に基づくものではなく、決定を取り消すことについては、新たに開示対象となる公文書を開示決定するための処分である。

本件処分に関して個人の氏名、住所等を不開示とした部分については、審査請求人は特段の主張をしておらず、条例上の取扱いとしても妥当である。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、鹿児島市郡山町1208番6に隣接する鹿児島市所有の公有地に係る以下の公文書である。

ア 郡山町1209番9、1210番4及び1208番5の市道境界協定伺い

イ 郡山町郡山字鑑1208番7外2筆の寄付申込書

ウ 郡山町1208番6及び1207番23の市道境界証明申請書

エ 郡山町1208番3、1208番4及び1208番7の登記済証

(2) 一部不開示とした部分について

個人の住所、氏名、生年月日、電話番号、印影、土地家屋調査士の職印の印影、登記簿、地図及び地積測量図を不開示としていることから、以下この点について検討する。

ア 条例第7条第2号の該当性について

(ア) 審査請求人の主張をみると、本件処分に関して条例第7条第2号に該当するとして不開示とした部分については、特段の主張を行っていない。

(イ) この部分は、個人の住所、氏名、生年月日、電話番号及び印影で、特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号に該当し、当該部分を不開示としたことは、妥当である。

イ 条例第7条第3号の該当性について

(ア) 審査請求人の主張をみると、本件処分に関して条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分については、特段の主張を行っていない。

(イ) この部分は、土地家屋調査士の職印及び法人の代表者印の印影で、公にすることにより、当該法人等の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条3号に該当し、当該部分を不開示としたことは、妥当である。

ウ 条例第26条の該当性について

(ア) 審査請求人の主張をみると、本件処分に関して条例第26条に該当するとして不開示とした部分については、特段の主張を行っていない。

(イ) この部分は、登記簿、地図及び地積測量図で、これらは不動産登記法第153条により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外とされているものであるため、条例第26条に該当し、当該部分を不開示としたことは、妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第3のとおり、先行処分について、審査請求中であるにもかかわらず、実施機関が職権で先行処分を取り消したこと、また本件処分が条例に定めた決定期限を大幅に経過してなされていること及び行政不服審査法に公文書開示決定を職権で取り消すことができる規定がないことを理由に、先行処分の取消し後に、再度の決定としてなされた本件処分の取消しを求めていることから、以下この点について検討する。

ア 本件一部開示決定は、先行処分の取消し後に再度の決定としてなされたものであり、先行処分自体は、条例に定める開示決定の期限内に実施されている。また、決定期限については手続上の規定であり、決定内容に影響を与えるものではない。

イ その他審査請求人の主張は先行処分の取消しにかかるものであり、本件一部開示決定の決定内容に影響を与えるものではない。

ウ したがって、審査請求人が主張する理由は、本件一部開示決定を取り消すべき理由にはならない。

その他本件処分が違法又は不当であるべき事情はない。

(4) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

3 付言

結論を左右するものではないが、本件開示請求について、実施機関が開示対象となる公文書の特定を誤り、2度にわたって決定をやり直している点は、条例に定める適正な開示請求に係る公文書については、不開示情報を除き開示しなければならないという開示の原則の観点から好ましくない。実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるよう、対象となる公文書の有無について漏れのないよう確認を行うべきである。

審査会の経過

| 年月日 | 調査審議の経過 |
|-----------------------|-----------------|
| 令和3年1月14日 | 実施機関からの諮問を受けた。 |
| 令和3年1月26日 (第5回審査会) | 諮問及び答申案の審議を行った。 |